覺源抄　二十六

和書門　類 九〇四七 號　架　函　三五 冊

内閣文庫　和書　類　號　冊　架　函

132

図

内閣文庫
番號 和 9047
冊數 33 (26)
函號 199 134

国立公文書館 National Archives of Japan

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

新宮城書藏

132

體源抄

十末下

日本政府圖書

内閣文庫

五音別名

爾雅釈云宮謂之重商謂之敏角謂之経徵謂之迭

羽謂之柳郭璞注云皆五音名也其義未詳

主五行

角為木商為金徵為火羽為水為土 漢呑 又曰

主五常

角為仁商為義徵為礼羽為智為信

五常

仁義礼智信也是ヲ行フニ終久恆ニシテ困スヘカ

ラス故ニ名ヲ常トス仁ト云ハ慈也不殺生戒也
故ニ心ニ慈悲アリテ万事ニ付テ哀ミ悲ムナリ
又云仁ト云ハ廣ク人ヲメクミ愛ス老ヲハ如親
ウヤマヒ幼ヲハ如子アハレム苦人仁ナキハ鬼
畜ノ如シ情フカクメクミアツキ心ナリセハキ
趣ハ仁恩ト云ヒロキ趣ハ慈悲トス躰ハ同之ト
イヘ𪜈徳用ハ勝劣アリタトヘハ火ノ躰ハ一之
トイヘ𪜈薪ノ多少ニヨリテ光ニ明昧有カコトシ
義トハ和ナリ不偸盗戒也故ニ心ニヨシアリテ

万ノ事ヲ和ケテ強キコトナキヲ云ナリ又云義
ト云ハ正直ニシテ道理ヲワキマヘ是非不偏頗
ナク奸邪ナキ事ナリ礼ト云ハ須シ不邪婬戒也
故ニヨワコフニウヤマイアリテ何事ニモ随ヲ
云ナリ又云礼ト云ハ人ヲウヤマヒ譲テ次ヲミ
タラスツヽシミオソレテヲコルコトナキヲ云也
邪婬ハ人ヲアナツルキハマリナリ智ト云ハ賢シ
不飲酒戒也故ニ万ニシトケナキコト無シテ内
外ニ付テカシコキヲ云也又智ト云ハ照ケキ心

有テ是非好悪ヲワキマヘオロカナル事ヲステ
ヽカミユク道ヲモシタウユヽロナリ酒ハ人ノ心
ヲ散セシメ愚癡ノ同縁ナル故ナリ信ト云ハ貞
ナリ不妄語戒ナリ故ニ万ノ事ヲ疑フ心ナクミ
テ思サタメテ虚実ナキヲ貞トハ云ナリ又云信
ト云ハ心ニモ言ニモマコトアリテ偽ナクミタ
リニ言シイタサヽルナリ

此五條ヲ全クスル人ハ災害ヲノツカラサリ
運命モヒサシクタモツ

六調子事

壹越調 呂 平調 律 太食調 呂 双調 呂 黄鐘調 律 盤渉
調 律

本五調子也而太食調ヲ入テ三呂三律トスル也
平調ノ同音タリト雖𪜈呂音今一不足ニヨテ陰
陽義カツヘキ間コレヲ入ル処ナリ就中彼平調
ハ管絃ノ中ノ本体之吉ニ広クシテ計十三是法
門ノ義ナリ法華経ノ如シ心ハ同シケレ𪜈両ア
ニ別タリ譬ハ花ハ青ケレ𪜈下リメニ随テイロ

ノ習カ如ミ江ノ上ニハフタアヰニナルキワメ
ノ上ニハ萌木ニナルカ如ミ是ヲ以テ心得ヘシ此
太食調ヲハ胎藏界大日完之
私云此支如何𪜈不知コノ調子支者当家ニ有
口傳仍此抄物ノ前ニ載之他人ノ調ヲ聞テ弥
可信ナレ𪜈古人ノ筆跡定テ可有指廣ク為知
知之鄭了レヲ所載也又法華経涅槃心同ト侍
者此一節侍ナリ天台ノヒロノ給義分ヽ五味
五時ノトキハ法華冬ヲヒトツニ用之十六同
異ト天セリ抄乐大師御天ニ為
ニ部同味然涅槃尚為トアリ
六調子枚調子
平調 性調 道調 太食調 乞食調 黄鐘調 水調 一越調

沙陀調盤渉調双調此両調ニハ十ミ但盤渉調ニハ
角調欹又大呂調小呂調ナニト云フ侍シカレト
モ其調ヲシラス
又黄鐘調ニ呂律アリ其音ハカハラ子𪜈呂ニカ
タトリ律ニカタトル呂乐ト云ハ水調ノ音ナリ
サレハ平調太食調モ同之音ナレ𪜈呂律ニワケ
タル之問云何故ニアルモアリナキモアルソヤ
答ラ云此コト物ノ句ノヤウナメリ月ハ十二月
アレ𪜈必シモ朔日節分セスヤウニ春ヨク冬ニ

至ルマテ次第ノ音ノユクハ次第ナリサレトモ
ニアルモアリ一アルモアリ又ツヤヽナキモア
リコレハむヒラキカタキ事之可尋ナリ問テ云
何ニヨツテ壹越調ト名哉答云淮南子ニ云数ハ一ヲ
リ始ル一ナラスシテ生コトアタハス故ニ分テ
陰陽トス陰陽分テ万物ヲ生ト云リ道徳経曰天
一ッ得テ以テ清シ地ハ一ヲ以テ全シ人ハ一ヲ得テ以
寧シ神ハ一ッ得テ以霊ニ万物一ッ得テ以テ生スト
云リ故ニ知音一ヲ得テ以テ知ナリ越ハ度ヽ

逾ナリ度ハ量ナリ蕭吉ニ云古之神瞽考中声与
量之以制律均鐘故名黄鐘黄鐘ハ一越調ノ逾ハ上
逾平双ヲ下逾盤黄帝王世紀曰黄帝伶倫ヲシテ
大夏西崐崘山ノ陰ニシテ竹ヲ嶰谷ニ取之ハ其
竅厚均ナルヲ両ノ節ノ間ヲ断テ是ヲ以テ黄鐘
ノ管ヲ為以鳳ノ鳴ニ象ル楽緯ニ云黄鐘ハ中宮数
八十一天一地二人三ノ数ヲ以増減成音中和気
三礼義宗ニ曰凡黄鐘ノ管モト長九寸九分十ル八
陽ノ数ノ極タル故ナリ数ノ起ル処三ヨリ起ル

三才ハ天地人ノ道ナリ白虎通ニ曰黄ハ中和鐘ハ動也
陽黄泉ノ下ニ及テ万物ノ動ヲ云之蕭吉云黄鐘ノ
律九寸而宮音調円而九之九九八十一黄鐘ノ数
立要黄鐘之氣在子十一月建要其辰在星紀下生
林鐘淮南子ニ曰黄土色鐘氣ノ鐘トコロ同之黄鐘
ヲ宮トス林鐘ヲ徴トス大簇ヲ商トス南呂ヲ羽
トス沽洗ヲ角トス応鐘ヲ変宮トス蕤賓ヲ変徴
トス次ヲハ以テ配之五音備矣問何故平調ト名ル
ソヤ答云高ノ音ナリ高ハ量ナリ度也量度即平
ナリ名テ平調トス一越調ヨリ生一越調ハ為リ
宮君タリ土タリ平調ハ商タリ臣タリ金タリ是
則土生金ノ故ニ君臣ヲ生スル故ニ一越調ノ次
ニ平調ヲ生ナリ問太食調ハ如何答テ曰是同高
ハ音ナリ平調ノ類ナリ唐土ニハ太平調ト云之
本朝太ノ字ヲ略シテ只平調ト云ナリ今太食調
彼ハ太平調ニ太ニ食被レタリト云ナリ食者答
ナリ蝕（ハソム）ナリ蝕（ショク／モノクフ）ナリ如月ノ體ノ不易今亦カクノ
如シ太平少呂変商金不変故ニ太食調ト云ナリ

問盤渉調ハ如何答云盤ハ平ナリ渉ハ渡ナリ即
平調ハ金商ヨリ盤渉ノ間水ヲ生スルコ是ニヨ
テ名ルコト尓ナリ金ヲ母トシ水ヲ子トスル故
ナリ問双調ハ答云双ハ両ニ此調ノ中ニ並テ其
調アリ故ニ双調ト云又此調角ナリ木ナリ民ナ
リ金剋木ノ故ニ平調ノ臣ノタメニ剋セラル水
生木ノ故ニ盤渉調ノ母ヨリシテ故ノ双調ヲ生
スル也問黄鐘調ハ答テ云林鐘調ト名クヘシ故
ニ黄鐘即一越調ナリ木生火ノ故ニ双調ヨリ生

テ生ストイヘトモ其子土行既ニ廣太ナリ今其子
ノ黄ヲ借テ其母ノ名トス彼羅睺羅母毗舎伽母
トノ如シ其子若名称アレハ其母ニオヒテ先其
名ヲアクルナリ今又此ノ如ク林鐘ヲ黄鐘ト称
スルナリ
又黄渉調ト云ヘシ黄ヨリ生スト云事ノアルナ
リ蕭吉ニ云ク黄鐘一越調初九下生林鐘黄鐘也
初六上生太簇又云黄鐘下ニ林鐘ヲ生ス故ニ
簇高トス林鐘火簇ノ下ニ南呂ヲ生ス南呂ト|

ヲ羽トス大簇南呂ノ上ニ姑洗ヲ生ス故ニ沽洗
ヲ角トス南呂姑洗ノ上ニ応鐘ヲ生ス故ニ応鐘
ヲ変宮トス姑洗応鐘ノ上ニ蕤賓ヲ変徴トス凡
テ七音アリ蓋周相テ宮トス次ニ相生数七コヘ
ナリ

法則集書様

略頌曰

平調テ中賤五下双調上六黄タ下盤中五高下上

一越調是六久来迎院沽則様之本也

呂律事

呂律ハ国語ニ云呂ハ和ケルホヲ以ニ律ハ平ケル声ヲ以ス文選ノ注ニ云黄帝伶倫氏ニ命ソ大夏西崑崙山ノ陰ニシテ嶰谷ノ竹ヲ取テ鳳管ヲ造ル雄雌二ナ声ナ以テ律呂トス呂ハ呂音也律ハ律音也鳳ハ呂ノ声ニ鳴鳳ハ律ノ音ニ鳴或云ク呂ハ鳳律ハ鳳トイヘリ両説相違ナリ但雄声ヲ律トシ雌声ヲ呂トス六律六呂合十二管也呂ハ雄之濁ナリ短ナリ又東ナリ西也地也右也顕也俗也褻也下也女也又鳳也律ハ雌也清也長也又南也北也天也左也密也真也寒也上也男也又凰也又云呂ハ男音也律ハ女音也此両儀相違也

私云鳳ハ呂凰ハ律也之仍鳴音
之凰ハ律鳳ハ呂之ハ惠テ鳴心之

千字文之注ニ云昔伶倫氏黄帝臣也大夏西崑崙陰ノ其竹ヲ取テ黄鐘之管ヲ作ル十二ノ筒ヲ作テ以テ鳳凰雌雄ノ声ニ象ル即律呂ヲ定メ星次ヲ分ツナリ

律書楽圖ニ云呂序之ト序曰眇之氣ヲ述十二月之位ヲ定ム陰陽之名六合十二アリ陽六呂陰六律或陽六為律陰六為呂云々續後漢書云律術也白虎通云正三五七九十一月六律トス二四六八十十二月六呂トス三禮義宗ニ云律ハ法ナリ陽氣ノ生ニ施ニ各其法アルコトヲ言フ呂ハ助之陽ヲ助テ功ヲ成ス一云ク律ハ師也陽氣ヲ師導テコレヲシテ通達セシム呂ハ侶也以テ陽ニ對ス是与侶メリ亦呂ハ距也陰陽ノ氣ニ諧テ效有テアイ距ンノユト明ス陽出ル眇ハ則陰除カル陰昇レハ則陽損ト云リ故ニ相距意アリ

又云呂ハ濁ル音譚識即是空智也大般若等也律ハ清ル音所謂法華経等諸法実相理也

六帖律呂部ニ曰律本注律暦志黄帝使伶倫ヲ自大夏之西取嶰谷之竹其竅厚薄均者断テ両節ヲ而吹之為黄鐘之宮ヲ而制十二管ヲ以聴鳳凰之鳴ヲ其雄鳴ヲ為六ト雌鳴ヲ亦六トスル之以此黄鐘ヲ宮而皆可生之是ヲ為律本注云大夜西戎国也嶰谷

谷之名也竅孔也又云六律六呂注曰六律ハ合陽ノ聲ニ也六呂ハ合陰ノ聲也此十二者以銅ヲ為管ニ轉而相生ス黄鐘ヲ為首長サ九寸

當調子知様

宮平五 商一四 角盤三 徵黄二 羽雙一

又カルメルトト云字叓大神景範家
記我之上下トカケリ井ニカセテ

人不知叓ニ可秘藏之甲乙乙カケ
リソルトハ位乙昏由倭乙下𨤲ニ

侍ニ左眩ノ音ヲ甲ニウメキテ其下ヨリ羽徵
角高宮ト下ヘウメキサケテ五ニ声ツヽラハ

平声トシルヘシ四ニツニラ八一越三ニツヽ
ラハ盤渉ニニツヽラハ黄一ニツヽラハ双十

ルヘシ如此声リウメキテツ
ヽル声ヲ當調子トシルヘシ

八音ト云

金石 金鐘一 石磬二　糸竹 糸琴瑟三 竹唐笛四　匏土 笙竽五 土壎六　革木 七 八 柷敔

金石ハ方磬体也糸竹ハ弾物吹物也匏ハヒサエ
ワフリニ者ニハ笙笛ノカミラニスルナリ土ハ
ワチニテツクリメル物ナリ革木ハ鼓ナリカハ
ト云木ト云ナリ又六調子ニ上下无調ヲ加ラハ
音トモ
云ナリ

私云 音律の[illegible]大概載之[illegible]之者[illegible]之
[illegible]
[illegible]

慈和にこそなし詞をはなちてかゝるこそ此世ふ婦にも
みしれしかるに康業せぬ道の人みちたゞす事わか家
のさかもなんともなほなふのせんさくにいそきて
なるも有つゝあらそひそは世をも損し
かしなしまれは家々も仏をも法をも忘ぬ人のみそ
身は是非詞に法理あるにはさて一節をけすも法しらん人は利
根之今生一旦のことなきは誠に昨とちり日とそめてもさき
山も寺ゝしみ胡の唐風をまち宿ゝしよ世の一日
となまるしかもちかなれ身になふのたのそんのおなかに

あまたの法さ中に家を作り多く衣裳をたくはへ財宝
とたくはへ俗門の宗旨まていはくをもその世此法しをかれ
見へなれまさをはひろつもせん寺内の寺年の法いへともまつ
こゝ只一生のおもひたゝすときさいしは一やうも仏道修
行の用にあらんあるへきとは情ましにたらも不捨
此おかの中にわたし当世か道の法花修行一家のみ
日蓮大菩薩も法め給ふ見ちのなけれしとも出入給
ふるすむ寺之あさ之此功ほとて一切衆生の多年乃
ともそゆかしぬへしや仏をつねそに法花勤ん為卿

おしへ御書中ニ南無書之上そえ入りけりはん（なお）
えして南無妙法蓮華経と唱奉りなとも勧め給ふ事
そ本々本懐候之よし
此段ヲ手洗歟ヲヒ可得見成仏之直道也〻真
実ナリ
問云仏之名号ヲ持様ニ法華経ノ名号ヲ分（取）テ
持ヘキ證拠アリヤ如何答云仏諸ノ羅刹女ニツ
ケテ云善哉〻〻汝等但能擁護受持法華名者
福不可量ト経文ノ意ハ十羅刹ノ持法華経人護誓

言ヲ立給大覚世尊讃云善哉〻〻汝等南無妙法
蓮華経ト受持人ヲ護ニ一切徳イクラ程トモ難量
目出功徳也神妙也ト被仰文也是我等衆生之行
住坐臥ニ南妙法華経ト可唱云文也凡妙法蓮華
経トハ我等衆生ノ仏性梵王帝釈等ノ仏性ト舎
利弗目連等之仏性文殊弥勒等仏性三世仏ノ解
ノ妙法ト一体不二ナル理ヲ妙法蓮華経ト名ケ
タルナリ故ニ一度妙法ト唱ハ一切ノ仏一切ノ
法一切之𦬇一切ノ声聞一切ノ梵王帝釈炎魔法

王日月衆星天神地神乃至地獄餓鬼畜生修羅人天一切衆生ノ心中ノ仏性ヲ唯一音ニ呼ヒ顕シタテマツル功徳無量无辺也我己心之妙法蓮華経ヲ本尊トアカメタテマツリテ我己心中ノ仏性カ南無妙法蓮経ト呼顕ミ給ヲ仏トハイフ也譬ハ篭中鳥ノ鳴ハ飛鳥ノ喚レテ如集鳥集ルハ籠中ノ鳥ノ出ントスルカコトシ口ニ妙法ヲヨヘハ我身ノ仏性ハ呼レテ心顕レ給フ梵王帝釈ノ仏性ハ喚レテ我等ヲ護リ給フ仏菩薩ノ仏性ハ喚レテ悦玉フナサレハ若整持者我則歓喜仏亦然ト説給ハ此心ナリサレハ三世諸仏モ妙法蓮花経ノ以五字成給シナリ三世諸仏出世本懐一切衆生皆成仏道妙法ト云ハ是之是等ノ趣ヲ能々得心仏成道無我慢偏執意南無妙法蓮華経ト奉唱ヘキ者也

右之顕正第八番十六ヶ条なり抑も一とせハ三百六十日なりこれ大君人ハ世をあつくき用不しりに来
拗ニ是由此所附かる紙付しゆ[illegible]中もおくしゝく

量物事

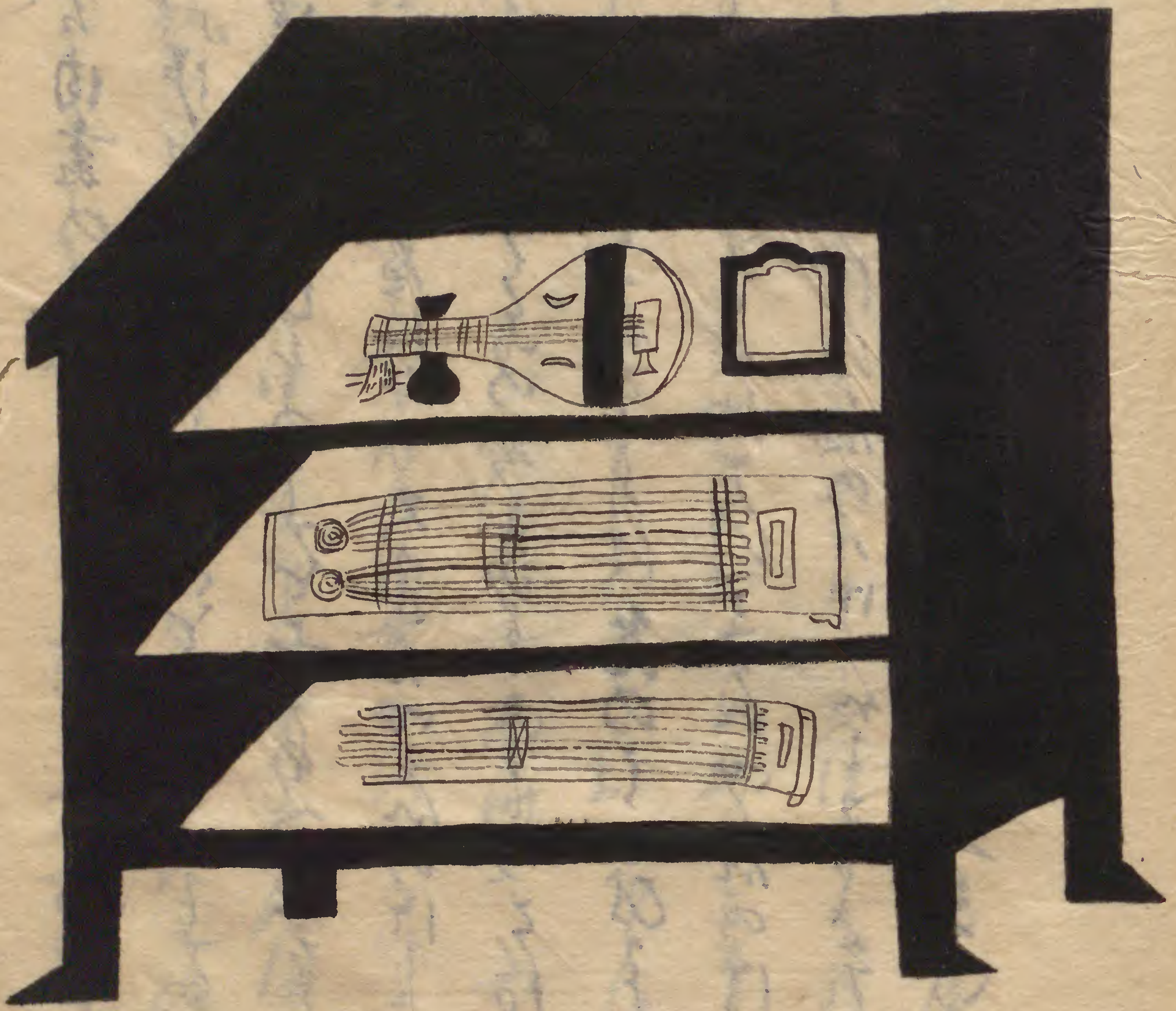

一生まれて平生の利息多はちりはくともえらん
仏たのみ小言を作るまゝのちつとものて命を殺し
己食ひ作り人をまは欲心ありまする事さりばよ
八斗事をくれまり作るハ釈迦如来日蓮大五十方
諸仏も作るめられ許せずそおわすあこれまれ
無る事わりたのもし

さけしたる内裏の清涼殿のおさなすとうつし申さる
なり堂は伊予所山なれときさとかへしするさら
まうせく琵琶のそしきのうてを上しをつれたんせは
箏の名を南よ至極能あり大らさんやらんのはしとよ
らそうらふふえのなまの沢をおくしよしつこもしと次
第におく屋しこられたしは 箏のそこひらとおさし
ころまとなりしひそうはそけ こられやられのはしの
申したしかうん清涼殿のハけられよ見んて定まれて
ともうへのたとふられのこしとて申しまゐらするく

物おゝすといふよつきあり又はし二くいしとて女房共
あまりたしよはれたゝこの玄所つゐ清くうち聞しき
くいのさしとてよおもふあれとも幻しりうせこたしは
おくあり御つきたしんしふたしゝおゝかしひしよ
人あまはいかゝ下しも元日より南殿名へふうしん
ものあまたの役をつとて内裏の代三くわるめらね
てまの宝につねよハおけしもたはしく及ね庭し文
うち我おまてはる手ありまつそれハふしとの引き
よおうそしとたゝへしとうすもさ千代の中よほす

よき鞨鼓太鼓鉦鼓とおく又たこそもよといつみ
といふ事だんのよのなれをかうまへしてよ義あ
ありてもはげむ事しとなれどもまへなる人なる中有
まてそまくれなり

又むかしうつかくまぬれ人のことは所またあり事なれ
をそれんつきてもかことはうえてしするつ様のこ
とかりまそるまもしうつ物ハわうき候しふ

てをむすぶ中におくことある人たゞしみゆはしの
ごと御前の御ゑんさきにはきそひざまづきかしらを
おかしこまりしあるゆへかゝしまいりはちふしの絵の
おほせかうむり候ひし御返事は申さしといひとなれて
ひざまづきへしてさうらへ、つきおほせにおもへしたち
かまいる事はおそれおほくとも候はゞ申のそこかへ
まゐりておほせ御事の御き御免候しく
さうらへしかとしてゝは其まゝ御れのこと
なりいかやうにみちゆるとまゐり候おほせまかんへ

うつくを給はるとも候べし
又ハ両家に於て大界目の間申候は格外に手まわし
院家並弟子に候て寺史師従
一 亭坊に候年寄時人に於いておかし申し
八卦亭坊ハ其ノ上扉の新し両たる御前に向て
可直之其後ハ人の事に於て院家おのれの御行
りうち中行くかつしん主に候ありて主に立と
又そのおかさ之人かまるハ御法を寺しめかるへき候べし

若あやまりても人ちんそてよの中におかてまろ
しおくもて人知者なしは世の中にて並無しとく
年にありけりしきもしぬ神として云へしとしき
秘も忘れて行ふは卦の違ぬ事あるへしと心得
可て不足へし第一の秘事なり
一 易者の見ひとつを頼にもして可並死さハ見ハ
ともかくも行へき死人後定と云ても在来人
いひあつかふ事は行る時は見一切見て可並也云へ
状云てしまハ此八卦易者としてしまれ待るを故ハ

八卦の用ハ前より定有る八三ま与きまれぬ事と見
ひとつまあてて見せたりされとても尼し前かれ
一 まけ八卦易者ハ三歳の卦とちかく其としれ見た
行様ともる也たり能々まことうまきぬハ秋其
すれハ如何可用之
一 算木のあの表の易者行く事うるのすけ時ハ
あし二歳まもちかくへし後陽の数之
一 出陣の時手みまりて可並ハおしひとつたへし也
仕まる易者用事に得あし 大将ハ必陽の可得

つ記事之

一 仏前香炉ハ火三おくへし 神前ハ二おくへし

人ハひとつおくへし むこ取よめ入の席ニハ

一 ことニ入へし 宮中ニ用るハ火一たくへし

一 新造ニハ鶏の香炉試用之也 條家の義之外の

むかし申しきる事

一 平香炉ハ松竹ニ用る之處よりきめたるなり

一 高致香炉ハ宮中ニ用るゝ之葛示の所ヘハ向

論なり

一 維摩居士前ニ而ハ自然ニ香炉出現ありとも仰

なり 是淵ニ之而絶文除之浄名居士同之

云前ニ文殊唯嘆浄名云言

一 香附竹香炉とて世ニ行るゝハ本家元祖信秋朝臣

中納言ニ附廣花院殿御へ申され候 流ニふされて始

之流りたる之何さまうり當之香炉とて流布なり

亡父浩秋朝臣ニ而奏聞されし 傳ふるとかこりうり

いまも世ニ傳あり 尽あうりて傳るう之

一 灰の本枝の灰常ニ用ゆる之當時ニ用ひてもゆへし

なりきつす此を人ゝ小偏中は出るゝ所ハ色迫

すはらしきれは毎火ことう流布ありてはいしるき
なり右仁の礼中ふ出来したる香炉ハ大事にいたされ
ありよく以りて調合之際ハ者よりも之あまた候ハ今又
掃除し中候なり

一香箸と云ハ灰一匙とする事口伝あり香合とさく
其灰をならへしうしはこえうかたきてよくすりて
香炉に入る用之いさくらもとうつりうたいらき埋筆
なしこれと一匙を用ましくてさて従とりと中ハ此
灰の事なりあきて筆なれとも去り後え仰事なり

一名しむとい以て用ひさる物あり人よりも中候ともも
萩の本なるひの木ハ南天の本ハ香をとふの本ハ忠候よ
して粥の杉とりてこれを抱き火上なり

一巻葉香炉　鼎形　其備えて下おくへんあるへき
ものなり

一灰は押事掃ことふろしと中候なりうすい事ハ香炉
出しかきのかたハ陰陽灰の手のよそそま入りう
ためは和おしあわりの事之又ハ三座のかるめりしよ
てしとも中候されともくもかるとして人よくいつて掃ひ一両年に

らくまりと十事ありこれハくしく候おきぬこ人の
出家の時ゟのとらやあり方候之（日まゆれとは事又あり）
一 張経の事茂候ものをとこにし寺々之又まへくの中
一 ま作りきん用之又以よハ事をかくようくつくみて
出来よ杉まて候て用之之あるとよのし
一 くちるいろよおんと作るこれもいつりてむべしハ
まことにたとこれとても為絡あまり候く世事ゟ国作るよ
一 を指宮よ中作る太く小香炉だハうす之よし
一 つくの太くしは又寸絶れ仏前の香炉ハ杦六寸す押え

夜話状紙ニ可得ありしるす之
普光院様殿御持仏堂木尊御香炉壹此ソヒカ
メノ押ヤウ被仰下数六メルヘキ由申上仍常
ニ不同ニ押テ毎ニ上意ニ難叶間木ニエリ付
ラレカリニ押ヤラレテ被用持由承及侍数六ハ
六道ノ御廻向ノ義歟数口傳十リ此壹六角堂
中坊ト云シ人物語セラレシ同前十リ此人香
スキ十レハ如此ニテ耳ニトメラレ
侍歟了リカタキ事十リ仍テ記之

一 天台大師云（玄七）本因妙下若執迹因為本因者斯不知
迹亦不識本如不識天月但観池月若光若柱若輪
准テ下ニ知上光譬智妙柱譬行妙輪譬位妙若識迹中
三妙即撥迹顕本即知本因妙如撥影指天云何偏一

益而不仰漢鳴吽韓駭苦為論道耶矣
又云上観土説獣世者竄下考集攀附枝葉激擬擬
為帝釈宗瓦礫是明珠此黒闇人豈可論道矣
一日蓮上人御誕生 貞応元年壬午二月十六日午刻 後堀河院御宇釈
尊御入滅二月十五日間ハルカナレトモ同シ
子細アル芝之
一玄義一大論引之
有恵無多聞是不知実相譬如大闇中有目無所見
多聞無智恵亦不知実相譬如大明中有燈無所照

一無多聞無智恵 名人中牛 多聞有利智恵可聞
一此聞 此抄物ニ仏法ヲミ香入更ハ本意ナリ 今生一端ノ道ニフケリテ後世ヲシラスハ 浅ニミキ心ナルヘシ示道ハ 仏ナル縁ノ種ニハ不有允
一比土如獨鈷頭仍仏法成也又如宝形仍金銀銅鉄
等珍宝并五穀豊稔也自王城到陸奥東濱三千五
百八十七里云云行基菩薩図吞之日本国中郡村
里田畠并仏宇神宮人家男女等数目録国六十六
島二郡六百一郷九万八千村九十万九千八百五
十八里四十万五千三百七十四田八十万九千八

百十五町二段三歩島十一万七千百四十六町三
歩
佛宇二千九百五十八神宮二万七千七百十三成
宮神二千七百五十不成宮小神一万九千男十九
億九万四千八百二十八人女二十九億四千八百
二十人
一経云人間輪廻生死故不増不減云ゝ
一天高一万八千九百四十里空遠変四万九十里也
一（私云）此ゟの人来道をもつてたとへは日ニ十里ゆかん者は何とかされ

ありとよつてすゝを置くしところこし此文あり我作之事ハ
走て而ありかまあらし作ことこともゝ法ニ定附
の菩提もあらかはおそれなるし祈修和尚花々
も世の人花香四文字れを古今花嫁集作ル
我と称させ大方此菩薩化仏法ありてありける而来
そこれはよろしく覚てさせ人ありける人し
菩薩のおこり如此のほかれるも事さらし清浄天り
来しり廣を地はなりしそれ始終四時のさらしうり周施
風雨りかゝしく宗高角微羽の五音かはりあらしまた

なりに死し或はなかばに死し或はなまに死し
或ハみちにて死し又ハ物として返されしとぞまたなり
又霊官変徴の二声ありいまもさる七声とぞ又調子
不定の相分しとしも以てさる清濁のらうひそれのあなは
いそれ漢和両州の座頭礼義節会もこのあらたまり
まなはうの美をとものく十余ヶ次に無尽蔵の帝尓
令下花の色鳥をこそ不依ての相生ま黄色音きるに
あつまるのくだらん清源菊の伊勢して声は世乃
しるしと悉し姑射山の後宴に点するに前関むる

あしく聞と合ころは両州に中となりひあると美めり
歯のうの笛経にて通てなる流れし
一　人読諸国にありて都下諸方年いふしへにかくりまて
言語にたかり詞る人の性根におこり信不知もこれ礼世よ
よりて何にほゆ世ぬ方に在所なきり詞にまりて
貴賤郡国に大略おしなへ相にのやされともよ
人と熟ある人への言語にのにおもひつ人物はらぬも
よれさちに初んにうりそはくへし両州ハ広くまるに
むかしへとも相くまて国々の事ハ聞し十にいくつまるにかも

似されともはや人もゆるされ遂ゑとものよ有りて人の作
まなる称とし在問道須あ布しきまゝにならける
なり又人ありて人のものを様台まゝ御ぞ満るよ
ともかゆしきなりとてきひさす中にめるあり中し
きハしとしてしれまうらう仰しんかれしあ申ゆやと
定而斬んといはゐてや大覚と十人の詞有生文
一陣先ニ如帰文夫向道有ニ何ノ辞ナマリ初入恒ニ雖ヾ無永易回難
若退何劫成 なかるゝもゝ今書なるものれ

喦鐘之移事

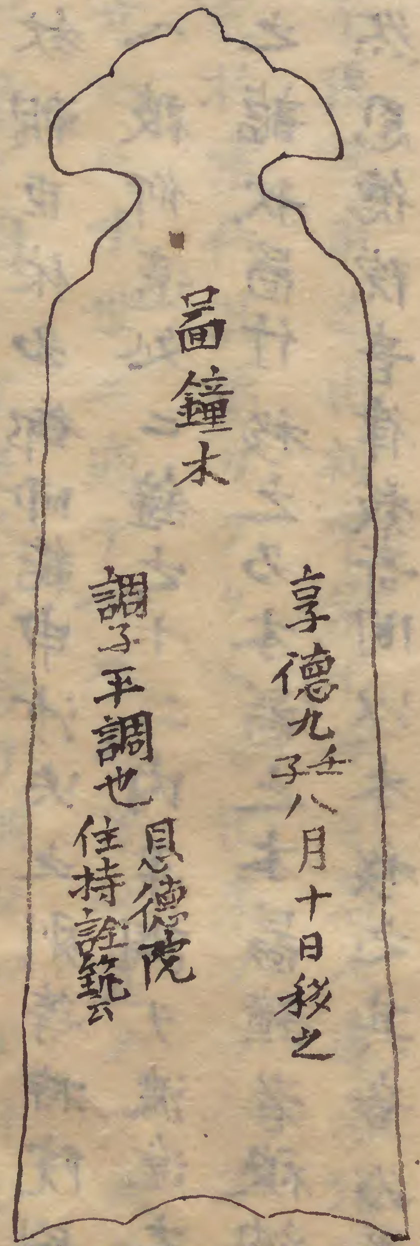

面ニ此形アリ 古ヘ所

カ子ノアツサ二

右圖之本ハ公方様御物ニ口傳云去建武天下兵乱之比家ミ抄物已下方ミ紛失之刻本圖モ失乎仍龍秋朝臣依為御師範申沙汰之則等持院殿御代唐ヘ被仰遣処ニ鐘之十二内平調ヲ渡進之舩ニテ被出之龍秋圖竹移之為本圖之本圖鐘者被納御倉之然ヲ恩徳院音律数奇間以木移之其音為平調不思議次第也仍裏書如此至當年予又傳之移之む秘藏事也（當家本圖繪紛失事ハ四巻ニ載之）

永正十二暦閏二月廿日書之

重テ注右ノ鐘ヲウツス圖龍秋作當家在之當時雖用及数年之間簧ハコハク成テ大クナリ又龍秋之圖ヲ則信秋移圖音律威ニ可然其後幸秋云移之子孫可用之由被申畢イカニ名人達者堪能ナリ𪜈於末代其圖カククヽミ出来アラハ不可用之サレハ末世ニ成テ如此之義此道ノ一大事ナリ一音ノ内ニテ夏冬ノ圖ヲ調フコトナレハ一音ノ内ノ上中下ウハカトシメカトヲ甲ト定タル之仍絃管中ニ以笙音ノ正中トス將又此木

ノ畐聊カリタルニヤ詮藝作ノ十二律悉カリタ
ニ成ヌコレハ予思量スルニ耳ノスクレタルニ
ヨツテ畐ノ鐘ヲヨクウツサレテ残ル十一ノ所
ヲ同シクク、ミニ切ラレタルニ平調イサヽカ
ヌトムヤウニ侍ヲ其ニ、移サレタルニ更ニ末
錬ニアラヌ名誉之但シ道ノ者譜代ノ家ニハ始
此故実ヲ存テイカニ所持ノ畐ナリトモアラタメ
テ正中ニ可調者ナリ竹モ木モ至数年ラハカル
心アルヘこカ子ニテ鋳タル鐘ヲモ後ニハカル

ヘシヽト師曠ハ云ナリニシテ竹木ノ器ハテニシ
タカヒテカル心ナルヘシ又ハ虫ナントサシタ
ルニモ十二律ナントハ音律不定ニ成シヨクく
可聞識之當取モ十二律又ハ畐ヲ作者古キ矢ノ
フシカケトリタルヲ尋テ切ヘシフシカケオク
ニハ十五年廿年枯タル竹ニテナラテハフシカ
ケオキトノ又物ナリ尤可然ナリ
右師曠ハ山ヲ隔テ蟻ノ戦ヲ聞離婁ハ一百里
ノ外一毛ヲ見ナリ

一建保五年卯月十四日院にて庚申五首の中秀逸
てあられハ寄いへ入れ奉と仰の時定家家隆ニ
らそハ宗承ニ勅定ありされハなかりしそ黄門
詠して見れ秀逸詠歌のよしなかりしを申侍り詠吟
すわちて詠うつしきれハ女りうらむ年ハ此年よ
さりものつまそ房をハ拙なとてさきとめニ定国候す
かのゝ書かき

春夜

山のはの月まつ空のにほふより花にそむけて春の灯

夏暁

明ぬこそ夕はけるに忘てち尾のおのとこよ仰ぬ夜半のこゑ

秋朝

小倉山河面に立の秋の衣のすそハ霧も置かれけり

冬夕

ゆふりくる霰も雪ののこるとハくりしも書れと見ハ忘ぬ哉惶

久恋

恋しなかの君のおもかけ年へぬるあふは逢まての命なま

一昼夜之點打口傳事
昼ノ五點ハ辰之點　五打テ申ノ頭ニ當ル
同　四點ハ巳之點　四打テ申ノ頭ニ當ル
同　九點ハ午之點　九打テ寅ノ頭ニ當ル
同　八點ハ未之點　八打テ寅ノ頭ニ當ル
同　七點ハ申之點　七打テ寅ノ頭ニ當ル
同　六點ハ酉之點　六打テ寅ノ頭ニ當ル
夜ノ五點ハ戌之點　五打テ寅ノ頭ニ當ル
同　四點ハ亥之點　四打テ寅ノ頭ニ當ル

同　九點ハ子之點　九打テ申ノ頭ニ當ル
同　八點ハ丑之點　八打テ申ノ頭ニ當ル
同　七點ハ寅之點　七打テ申ノ頭ニ當ル
同　六點ハ卯之點　六打テ申ノ頭ニ當ル
已上二之獣之頭ニ打當ル様ニ口傳之

一化城之事五百由旬ハ見惑百思惑二百無明二百也
一日像上人五段式之内御作也殊勝肝要之金言也
夫春ノ日遅ク暮レ秋夜長シ夜長ク徒ニ明シ自行敢不勤況及
益他人乎雖身ニ生死未知生死源雖心起妄執亦

无辨妄執之基適出寒熱之地獄吏入飢饉城僅脱
畜生之残害還嬰修羅之闘諍暫休人間之隠八苦
蔓莚之迫来稀遊天上之楽五衰退没之爪早扇形
呑苦常同生死憂更不止拙哉何人精進如拂頭燃
哉何我懈怠不惜寸陰悲哉雖齢積於齢无増者善
心雖迷累於迷不衰者名利如何速渡生死苦海如
何直至菩提道場縦雖有随分勤尚以難遇況又徒
過空送後蒙冥官之責貶只獨流涙可悲後悔有何
益哉幸今生要法流布之家中姿奉唱妙法是偏非

上行菩薩之恩徳哉是豈非我等宿縁之深厚耶

私云此一段ヲ能々fc見シテ後世ヲ歎信心ヲ専ニシテ仏ニ成ヘシ言語道断ノ可仰之

一座主僧正慶圓横川とい[illegible]
[illegible]の[illegible]かたはらにて貴き[illegible]

一沖[illegible]白河院御時[illegible]の時[illegible]の二の巻
をうたひてその[illegible]の人[illegible]のとなれ[illegible]
[illegible]の[illegible]行[illegible]と[illegible]れて[illegible]
[illegible]三の[illegible]人[illegible]
中[illegible]せ[illegible]しかれ[illegible]

かりもりかくいさん生しに逢てふせられけるとてさらく
経信の御子のりく詞書と詠ぜられけり三年のくるく
ハこれに二所の天井川にて御出をつ道遠のかたに記せり
いつくに名誉の事それて侍し
後三條院住吉へ御幸ありける時経信卿供奉して
此つかまつれきはめて歌にいさく
沖つ風吹にけらしな住吉の松のしづ枝をあらふしら波
一 承暦二年内裏歌合のうたに経信卿大納言とよしく
いそれきるハ古今集にいれる躬恒の歌に
一 住の江の松を秋風吹からにこゑうちそふる沖つ白波

この歌は大臣大饗とし日吉示現のおきは仏の化仲
門の御まへつくしより生饗につきそへん中宮修礼いふく
此に伯出行の御年今くおしきるへこんなれとも太平の
歌あまりて恭しく伝大臣のかくへて御作歌一の大納
言りてその義として南陽より清りの所りて学生
ともあわんとしれ陀くくてし之御ともあたんとおもりし
感ありきり又目録しそ躬恒の家集に玄松かくる中
ま彼松は秋風の声の字けしれハ年にけたる旅人の
旅の悦ましふるく大八幡証しそ紫檀の脱〜

おほく人て詩作詠して常に勝負をあらそひけるは
人々に向ひてあひしらひ侍つれ弁ハわが身を風の弁にも
あれといひける人の才ハ一の能のなきをはなれす
そのころの人々中古よりこのかた歌道にあそひし能をさ
との道にとりて皆称し聞えし
都良香竹生嶋に詣て久しく吟しんすして三千余
見勝あるといふに自然作て六根清浄とあんして久さ
きわまるに森厳記室となりて十二因縁ハ心書に空
とつねの人ら日人證を心の動ときゝて気象風流

新柳髪を梳りけれと桜の上にあそひて氷消波洗
旧苔鬚とつゞけゝれハ良香菅原の師にて
此詩作自讃しけれを下句をとゝ問ひしかはこそ
作られける世中に世にさちゝゝの人おほくて此ゝ人ゝ
くたりけるところ菅三品の家の主人に作つる
たくひ数十篇あつめてたつねける事多く
有れの中の主人と称しきゝいひて誠に哀なとか
けるハ誠あらしそうしいそつたまけたりけれハしるへき
みし人の答りえてすきるまてその家のうちには

あやしのとのよいされまてつらなりけりの句ん
清涼五大将をはしめてかの時の表文あり
隴山雲暗李将軍之在家潁水浪閑蔡征虜之未
仕
江相公あしらくしかして曲水宴おこなはれけるよみ法
かく序をかくその一句にいはく
堯女廟荒春竹染一掬之涙
徐君墓古秋松懸三尺之霜
村上の時保胤ひしきゐたりちかくは建保の比菅

長貞うさの勅使として宇佐への時安楽寺まてに
作文の序をのへけるまゝつらねて序をかかれけりけり
青雲入手　遥持使節於百万里之西
玄風染心　位拝祖廟於十一代之後
まの句詠吟のあいさに文人まつりたりける詞官ホ大にとさ
をおとしたりけり神もことにめてさせ給ふあはれをもちそへけん
然るに入道いよのくにさきのつなともなきて其の事ありしを
まつりふ文武そとしめ日久しくたえけて民のたよりなし
つゝましたりけり小神にも和歌にまゐるものこそんよ

よりて三条の家をたてまつるへきよしおほせをあ
られけれは
天神百代まてせ給ふ世をまもりて申さん神事は神
とまりてこそさふらふなれかくて清浄にして中あけられは
祢宜の子孫に譲りて大宮のかけて勤仕する僧正なりし
なんへくこゝにゆつりまひらする家は天満を出してまゐらする
ところの貞観の御門の蛭をもつて今によりて守るゐもあとも
おしてさりけり
一 鳥羽の法皇の女房に小大進といふ哥読あり 待賢

門院の御衣の一重うせたりけるをおひて北野にこもり祭
文かきて祈りけるに三日といふに神水を
うちこほしてけれは検非違使これを出すへき
気やあるへしとて出さんとするを小大進これはおほやけ
の中のさることにはこれこそあれたゝ三日のいとまをたへそれに
しるしなくはわれをくして出給へとなく〳〵申しけるに
ちあれを申しつきたるに女房のもとよりかへされて申されは
あはれにおほしめしてそのゝちの人々かねあけられけり
三ひ出なき衣ゐたつまいらせけるにあまた人々神にも御しらは

しかうして紅のうすやう一首書て御宝殿にをさめしつつさる
東法皇の御覧にまたさいきんにおほしめしてあれおほきは
の御車にて山荘にうつりて御ものおもひしなりせて
これハ小野小町の一首の歌にて候ける間ちかくの待
れ御使にて名をも申されしおかしのもとうち
をとろかせ給ひて天神の名をさせ給ひていかなる御事の
あさましとて御いのりとしこそのやうにかくかくしの老体
のせてをせよし御所のしまとれハはせまいりてつゐたり小
大臣あかししつくしたまひてさかり御前にはへのうち

やうれけるところにてこれによりて御いのる所にハ僧
まいりぬされハその寝殿の前殿のあさかのうせさうて御
なとまれとは法師になりてハ武家としてたいせんの院
のまゐりしたりきみかへつまて所々にまはりて御いのり
まいりけるまに天神のおもうに平きにして参られけりたり
とて上下おしやまひあつかはり小大臣とめしまいれと
一とふしよろこひとおほしめすハ心よろこひとおほしめし
めされける左大臣とて行ける所にこころみそくり
ちかひをとりてかくしてあめつちをとうこかし月よりえてぬ

君臣もあそれとおとゐんと古今集の序よあるん
これらのゆへし
一或人云人丸ハいにしへきよといふんよのてんつたへわ
かくこらうたにけん人をまつしゆこう久か家とかうし伽とて
歌たつる道ととらしけんしてたるま事るつまてもみをと居
あくせん第一衰の業を宗としてそうのるのいにしへを
をあひそなもいまし悪ゆるたくひハおやのあまたなりし
おほせとそ云んよさるくひていはとれてかくらしにする
そとのそかとひそ郷うたらしまの身ゆうれまへすそおよ

又ちかやとあひそつくおくよりて名やハあるしんなのしとくと
そうらんひろの子あるとゆし人せんぬるま婦ゑんなりらほせ
めくのいとせてきるのあけりあきく人のくハゑしハまりな
そのなれそ今せてまうしみすのみしいやてなりいる日ゆれ
様あるんもし人我あるんかまうハらひしとおとりそなる
よ西そなれ名と遠人云しつる中のこしとはいひとせに
きえけらしぬるまんハあいる由うしんけてそのなれは
きたまとと云めていとしてとかうらやこゆれしとし
たらゆ久うしいさとらゆこみて情愛ありゆゆいつし

行りとうとうなれハこれらの者のこおひすゝめハ
おやもまもしらぬそらなかたよりおこる事ほかりてらこの
高くして皇は久をおとひえそとしけるゝまんとする
うへハんまいつくしきれこ仏ハりうて説きゆあ死
き殺へともて信のとの利生をあたへるゝのまへく
なうしへハあま被てつかさん人々ハいくあとも病の
中ゝとハ無顔とほとこしまえも充りれをおかゝさる
原れハけるまうれとしたるそきゝハてそして
果報かとせんておかけなる不足のなすこし命の事

とりよしのハんのほとりてとのくさく姓のまハめく
ふくたらりいはさ見守こまい方へうしんあるまれと
用ことしてきよたに果報をきまんハたうれりまか
けんゝ出し断見湿土泥炎を知逃中とゆるま
ことされさるハとなしゝるまつきて中へそのくとん
まし故ふつへ来しえてふち乾燥のお地中より出て
一度ハ水ゆかうるゝるへしおのれかしも能不足
の者うれためしあるともそれハ先世の宿善のお
ほまるこうへてけゝる事あり本位に後おもへいと

たのまんとする将のまゝにあら鳥を仰する株御まかる
忍ぶるよきしにはしまとのうえ此仙人の所為の人は
仙ひろうえの浦島の子ハほしらいつけするもんむかし
うち欲せの中に此事とおもふ御托や前田ハそ
んしやかれとも命あしてあやしき盗跖ハ賊徒
なれとも寿命とそせる人なるハ理の外なれそなれハ其
ての例とも人きくきや楽天なき旅へする事ありき
老道遠来きん死の禍福ハ天なるらし是れを
秦の李朝等ハん仲なりしハ漢の園きん等ハあるまひて

ほめたる四韻のうちの落句にかゝるつけても三四
将一人あり是を人の外なる剣の法をたてきくをおそる
楽天文殊の化身なれをいつ信とまん仙ハまき
らきん被仰けしく云福の外ひとしめてきいしまんする
なしきんかしきおよほ命をく言葉とかくらす一こまし
又云秘記　好施貪之　喜殺　長寿不生邪見アリ
一　ある人云ともしうちうしの本なるおまれめるハまるてこ
まるまきくひもほしきしよ法きそのしいかるすき
あるへ死し仲きも氏とうちまたるそのもうの落露と

おろそかにして民をはぐくみ怒ありてまたしきまうたくひ
ものしふまうてこゝにいふところもあきらかにとつくし
一 たゞ道にいたりんが為これかれするだしるへしなかれとぞ
いまさかさるをそのきはめりてされども主のけよけ
あそるめしもいよいよ人気あるふうれうちみあるをいはし
うきえてよめとて何事をもえてしえてば云流の人にして
人めいふしくとかえめくしおもそのうへあらくえるたくされ
ともあやしくいかれがのし無あるふたらかなしみと
りはそのえおそのてめ恥しにたるを信ありとたしくは

をのおもちみを葉木はうつりかはすすきゆしくさめる
れとも其名を緑とてはゞ桃の花なるをも見る本末
松のめるはいみしりのうた松竹のことくにのうちて
一 梅桃のみやひとうちなるに松は梅木は一たん
のえひとくなり松樹は千年の見も木にしいうちれこ
くもゆかしやいつしくのあるゆのとてそれをそうする
世はむらめ法をにうめする為あてなるをうつらも未く
めるかやゆかふいそんやおもし十ゆるが花とものし
あつてひとりは能なれとや世中のうちゆあ

てまるむかしよりそこそこいふにおとろへまてゆくにはけ
はしたくの女蔵人も又姫にはおもしろくされたるにまされ
を藍よりもあをくしてもいまことにすんなりといへ
ともかきの心なきとも筆墨の書法はかきもしに
めとりたりめへし

一中納言大納言侍従伊勢は西の部屋の御
子の内なりそのの作法ちゃしめてはあつてまた御
られてゐる人は何事をもなせしもの侍従兄のかはさ
らもとるや中よの御しそて◯まいらせてあそそれゆへかと

やまれなれば法をめて待たのちもん一つ人を示しおかせ
さしあらせたくそて佳なるにつかまたなりまこと一
くもんのうてまいらの方こと素子ともしおかれめされ
まるまる文なりきりひとして法従しきかは方書語
てことしみつる所なしといつる句ありともんしのるこれを
ありまえおしかへりるまる月人の作をつくりてはんおい
御かくれ素賤といふめとふは左りあれはまり
かるかや

一文句一云衆生久遠蒙仏善巧令種佛道因縁六根

清浄身根章下

一威音王仏像法之時　我深敬汝等不敢軽慢所以者何汝等皆行菩薩道当得作佛

一字始吾作　蒼頡　一帋始作　蔡倫　漢代

一蒙恬筆作始兔毛始也中山兔毛ナリ

一麻姑　女仙ナリコヒカ爪ナリ身ノ痒シカリモノ　七月七日右亥ニ

一后土瓊花　后土ト八上神ナリ五穀神ト云瓊花ト　八日本ノ櫻ナリ其土人曰老双其花ヲ　无双花トモ云ナリ

一蘭十蕙　山谷語ソ蘭一本カ蕙十本ノ香ニイキヨ　ウホト香リ蕙ハ多ク蘭ハ少シ

一婆餞焦　日本鴬ヲ唐ニテハト云ナリ唐ノ黄鸝　ハ大ニシテ黄ナリ日本ノニハカハリテ　両ケナラウテ居テ鳴ソ故ニ　杜詩両コノ黄鸝鳴翠柳ト云

一瞑　唐ノ僖宗在藩邸好蹴毬有鍊眼之論見テ句府　又鵝眼ト云アリ其注ニ鵝眼ト云ハ雀勝ト見工

一塗毒鼓　鼓ノ小者聞千五百歩　五百歩ハ二里半ト注ス

一馬通薪　狼煙　狼ノフン工ヒ又ノコトニホウ火ナリ　ヲヤク

一穣老泉　父　穣東波　子　穣子由　弟　謂三穣之

一七竹紅　荒枝ノコトリ　一百首奥ハフコニヘト云ナリ

一海柱石花　カキ　一毛遂　カコト士人之内黛ノ古亥ニ

一杜口鼻足　一緘口　一海南石　カイナリ　一浴石ソッタ

一血猫灰 鮭鮮 一殿 ミハウ イトヨム 一楮 カウフ

一菅丞相昌泰三年九月十日宴に正三位の大臣の

おほんみにて御よ作らせ給ひけり

君富春秋臣漸老　恩無涯岸報猶遅

と作らせ給ひけれを、さいはひ人のあまりに御感ありて

あはせのひしと同四年正月に左遷せられ太宰の権帥にうつされ給ふ

実はかの御子右大臣殿の御讒言によりてなり、かの

許世源の御とゝいゝきとくとりも、かゝりてまた見えて給

位のみはすいたうて魚水の契もこのひえなきそかし

まさかりのまさにおもそのの御衣を御身にそへられ

ちかりさて次年の日月御衣を持ちてまさりける

去年今夜侍清涼　秋思詩篇独断腸

恩賜御衣今在此　捧持毎日拝餘香

源氏中納言の塵の浦にさすらへたまひし八月十五夜

とまりしに殿上の御あそひなとし上の御物語

しのびしと思ひいてられて

見るほどにさまかしこまりてあはれなる月のかけ八まさらさる

となかめて御涙の下の御詠論しつゝのたまはせしかは

玄義序

大法東漸僧史所載誰有幾人不曾聽講自解仏乗者乎縱令発悟後能人定得陀羅尼者不縱具定恵後帝京弘仁法不縱令咸席謝遣従受隱居山谷不縱遊世寺玄被徴為二国師不縱帝者所尊大極殿對御講仁王般若不縱正殿宣揚為主上三礼不縱令萬乗屈膝百座百官称美讚歎彈指喧殿不縱道俗顯〻玄〻悟法華円意不縱得経意能無文字以楽說辯晝夜浮不唯我智者具諸功德幸哉灌頂昔於

於建業始聽経文次在江陵奉蒙玄義晩還台嶺仍
値雇林剃揚往後途將萬里前後補接纔聞一偏非
但未聞亦乃聞者未了巻舒鏡仰彌覚堅高猶恨緑
浅不再不三諮詢無地如憶思乳並後惟念斯言若
墜將來可悲涅槃明若樹若石今経标若田若里章
導聖典晉而傳之玄文各十巻或以経論誠言符此
深妙或標諸師異解驗彼非円後代行者知其露之
門在茲
序王

所言妙者妙名不可思議也所言法者十界十如權
実之法也蓮華者譬權実法也良以妙法難解假喩
易彰悦意乃多略擬前後合成六喩也一為蓮故華
譬為実施權文云知第一寂滅以方便力故雖示種
々道其実為仏乗二華敷譬開權蓮現譬顕実文云
開方便門示真実相三華落譬廃權蓮成譬立実文
云正直捨方便但説無上道又蓮譬於本華譬於迹
從本垂迹々依於本文云然我実成仏已来久遠若
斯但教化衆生作如是説我少出家得三菩提二華

敷辟開迹蓮現譬顯本文云一切世間皆謂今始得
道然我成仏来無量無辺那由他劫三華落譬廃迹
蓮成譬立本文云諸仏如来法皆如是為度衆生皆
実不虚是以先標妙法次喩蓮華蕩化城之執教廃
草庵之滞情開方便之権門示真実之妙理會衆善
之小行帰廣大之一乗上中下根皆与記莂又發衆
聖之権巧顯本地之幽微故増道損生位鄰大覚一
斯化道事理倶蓮華之譬意在斯矣経者外国称修
多羅聖教之都名有翻无翻事如後釈記者釈曰蓋

序王者叙経玄意々々述文心々々莫過迹本仰観
斯旨衆義泠然妙法蓮華即叙名也示真実之妙理
叙躰也帰廣太之一乗叙宗也蕩化城之執教叙用
也一斯化道円叙教也六譬叙迹本也文略意周矣

私序王

夫理絶偏円寄円珠而談理極非遠近詫室所論極
極會円冥事理倶寂而不寂者良由躭無明酒雖繋
珠而不覚迷涅槃道洛弗遠而言長聖主世尊愍斯
倒惑四華六動開方便之門三変千踊表真実之地

咸令一切普得見聞発秘密之奥蔵称之為妙示権
実之正軌故号為法指久遠之本果喩之以蓮會不
二之円道譬之以華聲為仏事称之為経円詮之初
目之為序序類相従称之為品衆次之首名為第一
釈曰談記是叙名會冥是叙躰円珠是叙宗倶寂是
叙用四華六動是叙教本迹可知
此妙法蓮華経者本地甚深之奥蔵也文曰是法不
可示世間相常住三世如来之所證得也文曰是第
一寂滅於道場知已大事因縁出現於世始見我身

令入仏恵為未入者四十余年更以異方便助顕第
一義今正直捨方便但説無上道所言妙者褒美不
可思議之法也又妙者十界十如之法此法即妙此
妙即法無二無別故言妙也又妙者身行権実之法
妙也故挙蓮華而況之也又妙者即迹而本即本而
迹即非本迹或為開廃云云
又妙者最勝修多羅甘露之門故言妙也釈曰妙者无
別躰躰上褒美者叙妙名也妙即法界法界即妙者
叙躰也自行権実者叙宗也本迹六喩者叙用也廿

露川者叙教世玄義序

此玄義序ハ一切衆生成佛の摘要にしおのつから本迹

但けふハ大乗仏経本迹ヲ先ヅ説の大綱なりけれハに

のさたんめかにほまれて法事もし形仏経有ことも(け

日蓮大士末法ノ治方トシテ下種益ノ根本ヲヒロノ経ハ只題目ノ五字ナリ

侍しのハ法華経の有かたきいとれ得なからしても信をとる

総ノ何事ニモ大旨ヲ心エテノ上ニテハ知ヤスキモノナリ

へしそれをさとれまつもたしえしてに南無妙法蓮華経

と唱へ侍りあそし信しすかよ剣の心をもされハ自然

すのたさいませハ外他宗ふすしの邪義をとりて出せくして

いひらしかく信をまるたくめんまかりて又他宗ふより

ほしの身とあかめへしけるとハ法華経の以本円頓迹門の

猶出をともしくるんして信もるりのハむかよいひおさき

あとるりあるまし於末代ふくふ孫の為仏法有

こさるに其断有と信しそもまつりて仏法あるへし

道ノ外ナル支ナレ尺其旨ヲ後人ニシラシメン為ニ

旦者撰之ト思ヘシコレ永世ノ宝ノ妙物ナルヘシ

南無妙法蓮華経

豊原朝臣統秋（花押）

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan